

速報です！

## エコ窓減税の期限が延長になりました。

### 所得税の減税

省エネ特定改修工事特別控除制度

<適用期限>  
平成24年12月31日まで

**5年延長**

平成25年1月1日にさかのぼって  
申請ができます。  
(申請時期は来年の確定申告時)

平成29年12月31日まで

特定の改修工事をして、平成25年から平成29年までの間に居住した場合の省エネ改修工事限度額、控除率及び控除限度額は以下の通りです。

居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額
平成25年1月 ～ 平成26年3月	200万円	10%	20万円
平成26年4月 ～ 平成29年12月	250万円	10%	25万円

注) 平成26年4月～平成29年12月までの金額は、省エネ改修工事に要した費用の額に含まれる消費税率が8%～10%である場合。